

## 第 5 3 号議案

### 亀岡市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年亀岡市条例第 1 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年亀岡市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 5 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険

者であった被保険者

第6条第1項中「相当する延滞金額」の次に「（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

附則第3項及び第4項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例案要綱

- 1 後期高齢者医療に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受け従前の住所地の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる規定を設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。